

○鹿沼市花木センター条例

昭和 49 年 12 月 24 日条例第 58 号

改正

昭和 51 年 6 月 30 日条例第 27 号
昭和 53 年 10 月 6 日条例第 32 号
昭和 57 年 9 月 28 日条例第 23 号
昭和 62 年 3 月 23 日条例第 17 号
平成元年 3 月 17 日条例第 17 号
平成 3 年 8 月 9 日条例第 24 号
平成 4 年 3 月 21 日条例第 13 号
平成 7 年 3 月 22 日条例第 16 号
平成 11 年 3 月 23 日条例第 6 号
平成 16 年 7 月 26 日条例第 17 号
平成 17 年 9 月 30 日条例第 31 号
平成 24 年 3 月 19 日条例第 4 号
平成 30 年 9 月 26 日条例第 23 号
令和 2 年 3 月 17 日条例第 12 号
令和 3 年 12 月 21 日条例第 37 号

鹿沼市花木センター条例

(設置)

第 1 条 花と緑による安らぎの場を提供することにより、農林業への理解を深め、本市産業の振興を図るとともに地域の活性化を促進し、もって市民の健康増進に寄与することを目的として、鹿沼市花木センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市花木センター
位置 鹿沼市茂呂 2086 番地 1

(指定管理者による管理)

第 3 条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの利用の許可に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(利用の許可)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。

(許可の基準)

第 5 条 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしてはならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。
- (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 利用目的以外に利用したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその補償の責めを負わない。
(行為の禁止)

第7条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者がセンターの管理上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 行商、露店商及び募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 工作物その他の施設を設けること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 指定された場所以外へ車を乗り入れ、又は止め置くこと。

(原状回復)

第8条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第9条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

3 利用料金の額は、別表に定める額に0.5を乗じて得た額から同表に定める額に2を乗じて得た額までの範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、市長は、速やかに当該承認をした利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日の前3日までに利用の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において、損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。(昭和50年規則第1号で昭和50年1月10日から施行)

附 則 (昭和51年6月30日条例第27号)

(施行期日)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月6日条例第32号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年9月28日条例第23号)

(施行期日)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月23日条例第17号)

(施行期日)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 17 日条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成元年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 8 月 9 日条例第 24 号）

この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 21 日条例第 13 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 22 日条例第 16 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 23 日条例第 6 号抄）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 26 日条例第 17 号）

この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 31 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 11 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市花木センター条例第 2 条の規定により許可を受けている者は、改正後の鹿沼市花木センター条例第 4 条の規定により許可を受けた者とみなす。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日条例第 4 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日条例第 23 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日条例第 12 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 21 日条例第 37 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

1 農業研修所研修室利用料金（基準額）

施設区分	料金区分		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
第1研修室及び第2研修室	300 円	300 円	400 円
大研修室	500 円	500 円	600 円

2 展示即売所利用料金（基準額）

施設区分	料金区分	
一般小間	2.0 平方メートルにつき年額	15,000 円
地堀小間	1.8 平方メートルにつき年額	10,000 円
ほ場	47 平方メートルにつき年額	15,000 円

3 集出荷場利用料金（基準額）

料金区分		
日額		15,500 円
準備等に係る利用	午前9時から午後1時まで	7,750 円
	午後1時から午後5時まで	7,750 円

4 物産館販売所利用料金（基準額）

1 平方メートルにつき年額	20,000 円
---------------	----------

5 温室利用料金（基準額）

1 平方メートルにつき日額	300 円
---------------	-------

6 観光いちご園利用料金（基準額）

1 人 30 分につき	1,300 円
-------------	---------

7 土地利用料金（基準額）

1 平方メートルにつき日額	200 円
---------------	-------

備考 営利目的で使用するときに限る。

8 そば加工施設兼常設販売施設利用料金（基準額）

年額	432,000 円
----	-----------

9 こどもの遊び場利用料金（基準額）

利用者の区分	料金区分	
1 歳以上の者	1 回につき	100 円
障害者	1 回につき	50 円

備考

- この表において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者であって規則で定めるものをいう。
- 1 回当たりの利用時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。